

(案)

資料2

東京都食品安全推進計画改定の考え方について

—東京都食品安全審議会答申—

平成21年 月

(案)

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 計画改定に当たっての考え方 | |
| 第1節 計画の基本的事項 | 2 |
| 第2節 現計画策定後に生じた食をめぐる問題と課題 | 4 |
| 第2章 重点的・優先的に取り組むべき施策（戦略的プラン） | |
| 第1節 新たな課題解決に向けた施策の方向性 | 8 |
| 第2節 戦略的プラン策定の考え方 | 9 |
| 第3章 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系 | |
| 第1節 施策の体系化の考え方 | 18 |
| 第2節 体系化した施策の全体像 | 18 |
| 第4章 計画の実施に向けての考え方 | |
| 第1節 施策の推進体制 | 29 |
| 第2節 計画の実施と見直し | 30 |

(案)

【付属資料】

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 用語解説 | 31 |
| 2 | 東京都食品安全条例 | 47 |
| 3 | 東京都食品安全審議会規則 | 55 |
| 4 | 諮問書(平成20年度第2回審議会) | 56 |
| 5 | 東京都食品安全審議会委員名簿 | 57 |
| 6 | 東京都食品安全審議会検討部会委員名簿 | 58 |
| 7 | 東京都食品安全審議会審議経過 | 59 |

(案)

はじめに

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな食生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都(以下、「都」という。)は、「東京都食品安全条例」(以下、「食品安全条例」という。)に基づき東京都食品安全推進計画を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。食品の安全性に関する問題は、新たなリスクの顕在化や、より高度な製造技術の進展など、国内外の諸状況によって変化する。このため、本計画はその計画期間を5年としている。

現計画は平成21年度をもって終了するため、平成21年1月29日、東京都食品安全審議会(以下、「審議会」という。)は、「東京都食品安全推進計画改定の考え方」について知事から諮問を受けた。

審議会は、この諮問事項について、各方面の専門家による様々な視点からの審議を効率的に行うため、検討部会を設置し、食品安全条例に示された目的、基本理念等を踏まえ、検討を進めてきた。

このたび、審議会では、都が食品安全推進計画を改定するに当たって考慮すべき視点や、計画で示すべき事項とその考え方について取りまとめたので答申する。

今後、本答申に基づき、都民・事業者など関係者から広く意見を聞きながら食品安全推進計画が策定され、都民の食に対する信頼の確保に向けて、着実に計画が実施されることを望むものである。

第1章 計画改定に当たっての考え方

都は、平成 17 年 3 月「東京都食品安全推進計画」を策定し、五ヵ年の中期計画として、生産から消費に至る各段階で、各局連携のもと、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきた。

また、この計画に基づき、都は食品安全に関する施策に総合的に取り組むとともに、優先的・重点的に取り組むべき施策については、その進捗状況を食品安全審議会に報告するなど広く都民に公表し、着実に実施してきた。

しかし、その間も、事業者による偽装表示や賞味期限の改ざんなどの事件が明らかになり、さらには、輸入冷凍餃子による健康被害の発生など、食品をめぐる様々な事件が相次いで発生し、都民の食に対する不安や不信が高まっている。

計画を改定するに当たっては、食品安全条例¹の基本理念のもと、現計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつも、平成 17 年度以降に生じた食をめぐる問題と課題を整理し、都民の食に対する信頼の確保に向けた施策を新たに盛り込む必要がある。

第 1 節 計画の基本的事項

1 食品安全条例と食品安全推進計画との関係

食品安全条例第 7 条に基づき、本計画を策定する。

東京都食品安全条例第 7 条

知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下、「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品の安全の確保に関する施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

2 計画の基本的視点

食品安全条例は、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とし、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」及び「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。

本計画では、条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図っていくべきと考える。

¹ 「食品安全条例」：33 ページ参照

(案)

3 計画の構成

本計画は、食品安全条例の基本理念と計画に関する規定を踏まえ、次の三つの事項で構成する。

(1) 重点的・優先的に取り組むべき施策（戦略的プラン）

食品の安全確保を図る施策の多くは、継続的に着実に実施するべきものである。同時に、現状の課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的・優先的に取り組む施策もある。

こうした重点的・優先的に取り組むべき施策を「戦略的プラン」と位置づけ、可能な限り具体的な計画を都民や事業者に明らかにすることで、関係者の協力を得ながら、より効果的な推進を図る。

(2) 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系

食品の生産から消費に至る各段階における都の全ての施策について、「基本施策」と位置づけ、2に示した計画の基本的視点により総合的に体系化し、都民に明らかにする。

法に基づく施策、都独自の施策、食品安全条例や消費生活条例など関係条例に基づく施策などを含め、都の施策の全体像を示す。

(3) 計画の実施に向けての考え方

都民や事業者の意見を反映し、関係者の相互理解のもとに施策を効果的に実施するため、施策の推進体制と進行管理の方法を示す。

4 計画期間

次期計画は、平成22年度から26年度までの5年間とする。

【食品の「安全」と「安心」の考え方】

食品の安全性については、科学的な根拠に基づく評価が必ずしも都民に受け入れられないこともある。食品に対する都民の安心感は、個人の主観であり、行政や事業者への信頼度などにより、それぞれに異なった判断基準がある。

本答申では、食品にはリスクが潜在することを前提に、最新の科学的知見に基づいた対策が講じられ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準までに抑えられている状態を「安全」という概念で整理する。

また、食品にリスクが潜在することや、安全確保に向けた様々な取組がなされ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準に抑えられていることに関して、都民が十分に情報を得ることができ、不安や疑問が解消され、事業者や行政の取組に対して多くの都民の信頼が醸成されている状況を「安心」という概念として整理した。

(案)

第2節 現計画策定後に生じた食をめぐる問題と課題

平成17年度以降に新たに生じた問題と課題を整理した結果、以下の7つの課題について次期計画に新たに盛り込むべきであると考えます。

1 事業者のコンプライアンス意識の向上

現計画策定以降、産地や期限表示の偽装、事故米穀の不正流通など、事業者の故意による法違反事例が相次いで発覚した。

食品に対する不安・不信の高まりの背景には、こうした事件発覚に伴って、食品に関わる事業者に対する不信感が増大した側面も大きい。都民の食品に対する信頼確保に向けての基本的な事項として、事業者のコンプライアンス意識の向上が必要である。

2 事業者における自主的衛生管理の一層の推進

近年の食中毒発生状況を見ると、ノロウイルス²やカンピロバクター³による食中毒が半数以上を占める。双方ともに少ない菌量で発症することが特徴で、これらによる食中毒を防ぐためには、事業者の衛生意識の向上とこれまで以上の衛生管理の徹底が求められる。

また、成分規格違反や表示違反など、都が対応する食品等の違反事例は年間約450件あり、さらに、異物混入や不適正表示等による自主回収については、平成16年度の食品安全条例に基づく自主回収報告制度⁴開始以降、毎年100件以上の報告がなされている。

食品の安全確保には、食品の生産から販売に至るまでの各段階において、原材料や施設、工程などを適切に管理する必要がある。食品の特性を最もよく理解しているのはその食品を取り扱う事業者であり、事業者における自主的衛生管理の一層の推進が重要である。

² 「ノロウイルス」：45ページ参照

³ 「カンピロバクター」：42ページ参照

⁴ 「自主回収報告制度」：34ページ参照

(案)

3 健康危機発生時の迅速な対応

平成 20 年 1 月に発生した輸入冷凍餃子への高濃度の殺虫剤の混入による健康被害事例では、その被害の大きさと全国的な広がりから、食品の安全に対する不安が非常に高まった。また、事故米穀の不正流通問題では、事業者倫理だけでなく、監視指導など行政のあり方が問われることとなった。

食品の安全を確保し都民の健康を守るため、都は効果的に施策を推進し責務を果たしていかなければならない。

特に、重大な健康被害発生時には、行政の役割として、広く注意喚起を行うとともに、関係部署との情報共有や連携した調査など、一刻も早く被害の拡大防止策を講じることが重要である。こうした健康危機発生時の対応について、より一層の危機管理体制を充実する必要がある。

4 海外情報・学術情報の幅広い収集

輸入冷凍餃子の事例では、海外で製造されたものであったことも不安が高まる一因となった。多くの輸入食品が流通している現在、食品の安全確保のためには、海外の情報にも広く目を向ける必要がある。

また、平成 20 年に発生した工業原料であるメラミンが粉乳に意図的に添加された事件のように、海外における想定し得ない事例に迅速に対応するために、これまで以上に幅広い分野の情報を収集することが求められる。そのため、体系的に広く海外情報・学術情報を収集する体制づくりが必要である。

5 関係機関の一層の連携強化

食品の流通は広域化しており、都に流通する食品のほとんどは、生産から消費に至るいずれかの段階で他道府県を経由している。また、食品に係る法令は、食品表示を例にとってみても、食品衛生法⁵、JAS 法⁶、健康増進法⁷など多岐に渡る。

食品の安全を確保するためには、庁内各局、他自治体、消費者庁を含めた国などの行政機関や警察等の関係機関との連携を一層強化する必要がある。

⁵ 「食品衛生法」：32 ページ参照

⁶ 「JAS 法」：32 ページ参照

⁷ 「健康増進法」：31 ページ参照

(案)

6 食物アレルギー⁸対策の推進

食物アレルギー症状を有する患者にとって、食物アレルギーは、生命に危険のあるアナフィラキシーショックの症状を引き起こすこともあり、健康へのリスクは高い。しかし、事業者や都民において、そのリスクについての認識は未だ十分とはいえない。

都が実施した3歳児全都調査では、食物アレルギーの有病率が増加している傾向にあり、食物アレルギー対策の推進も課題の1つと考える。

7 食品安全に関する正しい情報提供の充実

食品の安全確保のためには、事業者による自主的な取組や行政による監視指導の充実はもとより、都民の食品に対する信頼を確保するためには、都民自らが判断して、食品を選択できるような環境づくりが重要である。

発信する情報の更なる充実に努めるとともに、都民の視点に立った情報提供を実現するために、より多くの都民の意見を吸い上げる仕組みづくりや、都民、事業者、行政が一堂に会しての意見交換などのさらなる充実・活用が必要である。

【「コンプライアンス」の考え方】

都民の食への信頼を回復するという観点から、本答申では、コンプライアンスを「企業の法令順守」のみでなく、「企業が法令や社会規範・企業倫理を守ること」と広くとらえることとする。

⁸ 「食物アレルギー」：44 ページ参照

(案)

第2章 重点的・優先的に取り組むべき施策（戦略的プラン）

第1節 新たな課題解決に向けた施策の方向性

第1章第2節で整理した新たな課題に対応するため、以下の3つの方向性に即した施策の充実を図り、「食に対する都民の不安を解消し、信頼を確保する」ことを目指す。

- (1) 事業者のコンプライアンス意識を高め、事業者自らが行う自主管理を向上するための施策の充実を図る。
- (2) 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る。
- (3) 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図る。

今後、都は、これら3つの方向性に基づく具体的施策を、重点的・優先的に取り組むべき戦略的プランとして位置づけ、これらの戦略的プランの実施により、次の計画の実施期間である5ヵ年の間に具体的な成果が得られるよう施策の着実な推進を図るべきと考える。

第2節 戦略的プラン策定の考え方

今回、以下に示すように、9つの戦略的プランとして、各プランごとに実施に向けて求められる事項をまとめた。

1 事業者のコンプライアンス意識を高め、 事業者自らが行う自主管理を向上するための施策の充実を図る

この方向性を目指す施策として、戦略的プラン1～2によって実施されるべき事項を例示する。

<戦略的プラン1> 東京都GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進

都内産の農産物の安全確保のためには、全国の生産現場においても主流となりつつあるGAP(農業生産工程管理手法)⁹、すなわち食品流通の出発点である生産段階において生産者の自主管理を促進するため、農産物の生産工程に沿って、管理内容をチェックし、リスク管理を行う手法の導入を推進すべきと考える。

GAPによる生産管理の本格導入がなされれば、より安全な農産物を生産でき、かつ、その生産記録の情報開示も常時可能となるため、消費者の信頼確保にも大きく寄与することができる。

また、都内で消費される食品の多くは、国産品に限って見ても、東京都以外の地域で生産・製造されたものが多く、都民にとって、生産者や製造者の顔が見えないということが、食に対する不安や不信の要因の一つになっているとの指摘もある。

生産情報提供食品事業者登録制度¹⁰は、食品の生産情報を積極的に提供している事業者を都が登録し、公表する制度としてすでに実施されてきている。具体的には、登録された食品には、生産情報提供食品であることを示す表示(登録マーク等)、生産情報の問い合わせ先などが表示され、消費者は、食品に関する様々な情報を、容易に入手することができる。

これら両者の一層の普及を図ることは、都民が安心して商品を選択する際に、大きな支援になるものと考えている。

⁹ GAP(農業生産工程管理手法): 42ページ

¹⁰ 生産情報提供食品事業者登録制度: 38ページ

(案)

【具体的な事項】

東京都GAPの推進

生産情報提供食品事業者登録制度の推進

(事業者登録の推進、他県等の制度との連携構築など)

<戦略的プラン2> 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

食品事業者に対する都民の信頼を確保するためには、食品事業者のコンプライアンス意識の向上はもとより、事業者自らが実施する食品衛生に関する的確な危機管理対応が求められる。

このため、都が、食品関係事業者を対象に衛生管理体制の整備や顧客対応などの内容を中心としたセミナーを開催し、事業者の食品安全推進体制の整備を支援することは、非常に重要である。特に、資本や人員等が限られた条件下にある中小事業者にとっては、このような都の施策は、まさに事業者のニーズに応えるものであるとも言える。

あわせて、自社の商品の情報開示に関する様々な工夫や消費者との意見交換の場の設定など、事業者が積極的に行っている先進的な取組の成功事例について、都がそのような場を通じて広く他の事業者へも普及させることが必要である。

これまでも都が取り組んできている食品衛生自主管理認証制度¹¹は、まさに事業者の自主管理を具体的に促進させるための先駆的取組とも言え、今後の5年間において本格的に普及させる必要があるものとする。

【具体的な事項】

事業者のコンプライアンス意識向上支援

食品衛生自主管理認証制度の普及

¹¹ 食品衛生自主管理認証制度：37 ページ

(案)

2 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る

この方向性を目指す施策として、戦略的プラン3～6によって実施されるべき事項を例示する。

<戦略的プラン3> 緊急時における危機管理体制の整備

食品による大規模あるいは重大な健康被害が発生した場合、都の関係各局が連携し、関係機関の協力のもと、被害の拡大防止及び再発防止を図ることが肝要である。

そのためには、平常時において、国や関係自治体、警察等を始めとする関係機関との連携体制を構築、強化するとともに、緊急時対応マニュアルなどの実効性確保の点から、関係者による訓練を実施して常にマニュアルの検証を行い、緊急時における迅速かつ適切な対応方法を確立しておくことが重要である。

都民や事業者などへの情報発信の視点からは、健康被害の発生時における情報収集先のリスト化や、マスメディアとの連携を含め、都民、事業者などへの情報発信方法について検討を行い、緊急時に迅速で正確な情報提供が可能となるように平常時から準備すべきである。

平成24年には、将来の都における健康危機管理体制の中枢を担うことが期待される健康危機管理センター（仮称）の開設が予定されており、これに向けて、既存の健康危機管理部門の集約、様々な情報ネットワーク機能の一元化など、新たな体制の整備も視野に入れて対応すべきである。

【具体的な事項】

関係機関との連携体制の構築

緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施

緊急時の情報の収集・発信（より効果的な方法の検討及びその活用）

健康危機管理センター（仮称）開設に向けた体制整備

(案)

<戦略的プラン4> 食品安全に関する情報収集と評価

(科学的知見に基づく未然防止対策の実施)

健康への悪影響を未然に防止するためには、まず、都自らが食品の安全に関する情報を継続的に収集し、過去のデータを含めて分析し、科学的知見に基づき評価した上で、その結果を速やかに施策へ反映させること、また、これらの経過を分かりやすく都民に提供することが求められる。

このため、都は、引き続き、学術情報や海外情報など、食品の安全に関する情報を広く積極的に収集し、得られた情報の信頼性や都民に対する情報提供の必要性等について、食品安全情報評価委員会¹²の評価を経て、より分かりやすく的確に都民に情報を発信するべきである。

同様に、消費生活条例に基づいて実施している、商品等の安全性や危害についての調査の中で、食品に関連する結果についても都民へ広く情報提供するべきであると考ええる。

このように、収集した情報を未然防止対策につなげる体制を一層充実することは、今後も生じるであろう新たな課題に対して、都がどのように対応していくべきかを決定する上で、非常に重要であると考ええる。

【具体的な事項】

食品安全情報評価委員会による評価

食品中の有害化学物質汚染調査の実施

海外情報など食品安全に関する情報の収集

消費生活条例に基づく調査等の活用

¹² 「食品安全情報評価委員会」: 36 ページ

(案)

<戦略的プラン5> 「健康食品」による健康被害の防止

“メタボリック対策”や“アンチエイジング”などの言葉に代表されるように、都民の健康志向や美容に対する関心は高まっている。

総務省が実施した家計調査によれば、平成20年度におけるサプリメントなどの健康保持用摂取品の一人当たり年間支出金額は、12,451円となっており、都民の生活に広く浸透していることが考えられる。

しかし、これら日常にあふれる「健康食品」については、一部に、医薬品成分を混入させたものや、これまで一般に飲食に供されなかったものが使用されるなど、摂食による重大な健康被害が報告されている。また、食品に係る健康保持増進効果に関する虚偽誇大広告は、健康増進法において禁止されているが、違反する製品が後を絶たない。

このような製品が流通することのないよう、今後も行政による監視指導の一層の徹底が求められる。

また、関連事業者を対象として、食品衛生法や薬事法など、「健康食品」に関係する法令の周知を図るため、定期的に講習会を開催し、事業者の意識を向上させることが重要である。

合わせて、「健康食品」の過剰な摂取など、使用する側の意識の問題についての指摘もあることから、「健康食品」の正しい利用方法について、都民への普及啓発を一層充実する必要があると考える。

【具体的な事項】

流通市販品に対する監視指導

「健康食品」による健康被害事例専門委員会¹³の運営

事業者講習会の開催

福祉保健局サイト「健康食品ナビ」や啓発資材等を通じた都民への普及啓発

¹³ 「健康被害事例専門委員会」：34ページ

<戦略的プラン6> 輸入食品の安全確保対策の充実

輸入冷凍餃子の事件等を契機として、輸入食品に対する都民の不安は強く、これらの安全確保対策のさらなる充実が求められている。

輸入食品の安全確保については、国の水際での対策が一義的であることは言うまでもないが、都内流通後は、都で設置している専門監視班を中心として、都内の輸入業、輸入食品の倉庫業などに対して重点的な監視指導を実施することが、最も効率的かつ効果的である。

また、監視指導の際には、メラミンの意図的な添加事例など、これまでに類型のなかった事件への対応等も視野に入れる必要がある。国の情報も含めた最新の海外情報等を踏まえ、適切な対応を取ることが肝要である。

行政の監視指導はもとより、輸入事業者自らが行う自主的な衛生管理の推進を図ることも重要な点である。違反事例や関係法令に関する最新の情報の提供を目的とした、輸入事業者を対象とする講習会を開催するなど、これまで以上に輸入事業者の自主管理を支援する施策を実施することが求められている。

【具体的な事項】

専門監視班による監視の実施

輸入農産物の検査の実施

海外で使用される農薬等の検査法の開発

輸入事業者講習会の開催

専門監視班による輸入事業者の自主管理推進事業

(案)

3 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図る

この方向性を目指す施策として、戦略的プラン7～9として実施されるべき事項を例示する。

<戦略的プラン7> 食物アレルギーに関する理解の促進

都が平成16年に実施した「アレルギー性疾患に関する3歳児全都調査」において、特に食物アレルギーに関しては、3歳までに食物アレルギーの症状を経験したことのある子供の割合は15.6%で、平成11年度に実施した同様の調査における9.4%と比べて大幅に増加している。

食物アレルギーは、生命に危険のあるアナフィラキシーの症状を起こすこともあり、症状を起こさないように予防することや、症状が起きたときに適切に対応することが重要である。

そこで、食物アレルギーの症状を持つ人が選択できる食品を提供するために、製造工場に対してアレルギー物質の混入防止のための技術指導を行うほか、食品衛生法で表示が義務付けられているアレルギー物質（乳、卵、そば、小麦、落花生、えび、かに）について、検査方法の拡充を図り、流通する食品に適正な表示がなされていることを確認することが求められる。

また、食物アレルギーでも安心して生活できる環境づくりのために、食物アレルギーを持つ児童の日常生活の管理や、食物アレルギー症状発生時の対応などについて、学校や児童施設等への普及を進めることが必要である。

【具体的な事項】

児童施設・学校におけるアレルギー性疾患の相談等に係る人材の育成

アレルギー表示に係る検査体制の強化

食品の製造段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導のモデル事業を実施

(案)

<戦略的プラン 8> 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進

食品表示は、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割を果たしている。適切な食品表示によって事業者から都民へ正確な情報を提供することで、都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができる環境づくりを進めることが可能となる。

そのためには、食品を取り扱う事業者が表示の重要性を認識し、関係法令の理解を深めて正しい表示に取り組むことが重要である。

本年9月に設置された消費者庁は、食品表示に関する法律である「食品衛生法¹⁴」、「JAS法¹⁵」、「健康増進法¹⁶」の表示に関する企画及び立案について、また、広告・表示全般に関する規制法である「景品表示法¹⁷」について所管することとなった。都は、消費者庁を始めとする関係機関や他自治体などと連携を図りながら、適正表示を推進していく必要がある。

【具体的な事項】

消費者庁など関係機関との連携

適正表示推進者育成講習会等の開催

表示に対する正しい知識の普及

DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の実施

¹⁴ 「食品衛生法」：32 ページ

¹⁵ 「JAS法」：32 ページ

¹⁶ 「健康増進法」：31 ページ

¹⁷ 「景品表示法」：31 ページ

(案)

<戦略的プラン9> 食に関するリスクコミュニケーションの充実

食品の安全を確保する上で、行政、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことは重要である。こうした関係を築いていくため、まず、都民一人ひとりが食品の安全性について正しく理解し、考えることができるよう、学習、普及啓発などの事業をこれまで以上に充実させていく必要がある。

また、これまで実施してきた情報発信の方法について、関係者の意見を踏まえた検証を行い、情報提供の充実に取り組む必要がある。

さらに、食品安全に関する情報を都民により効果的に発信するため、都民への情報伝達の役割を担う関係者が、専門家を交えた懇談会等で意見交換や情報交換を行うなど、連携を深め、食に関するリスクコミュニケーションを充実することが重要である。

【具体的な事項】

分かりやすい情報の提供

(ホームページ、啓発資材による情報提供の充実)

都民フォーラムの開催など関係者による活発な意見交換

食品の安全性情報を伝達する役割を担う関係者との連携

児童を対象とした体験型セミナーの開催

第3章 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系

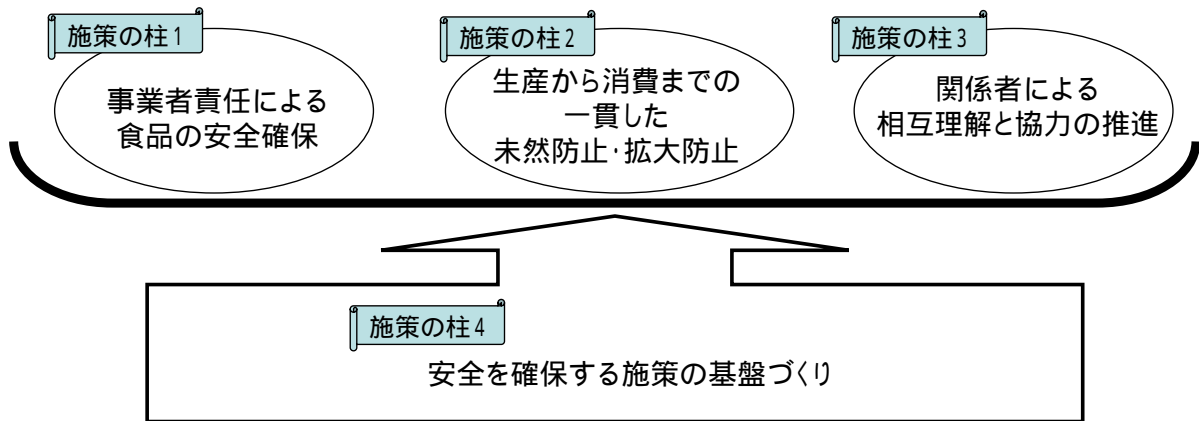
第1節 施策の体系化の考え方

第2章において、新たな課題に迅速・的確に対応するための施策を、戦略的プランとして位置づけて、今後5年間に都が進むべき方向性を示した。

このような重点的・優先的に取り組む戦略的プランとともに、生産から消費に至る各段階で、都が取り組んでいるすべての施策の総合的な体系を都民に明らかにすることも、都民の信頼を確保するために重要であると考えます。

施策の体系化にあたっては、下図のとおり、食品安全条例の基本理念を踏まえた「施策の柱1」から「施策の柱3」に加えて、科学的な施策を進めるうえでの基礎研究や、国・他の自治体との連携など、基礎となる施策を位置づける「施策の柱4」を軸とする。

都の関係各局が推進している全ての食品安全確保施策を「基本施策」と位置づけ、「施策の柱」及び「課題」に基づいて体系化することで、今後進めるべき都の取組の全体像を明示し、都の施策の方向性を都民に分かりやすく示すことが重要である。



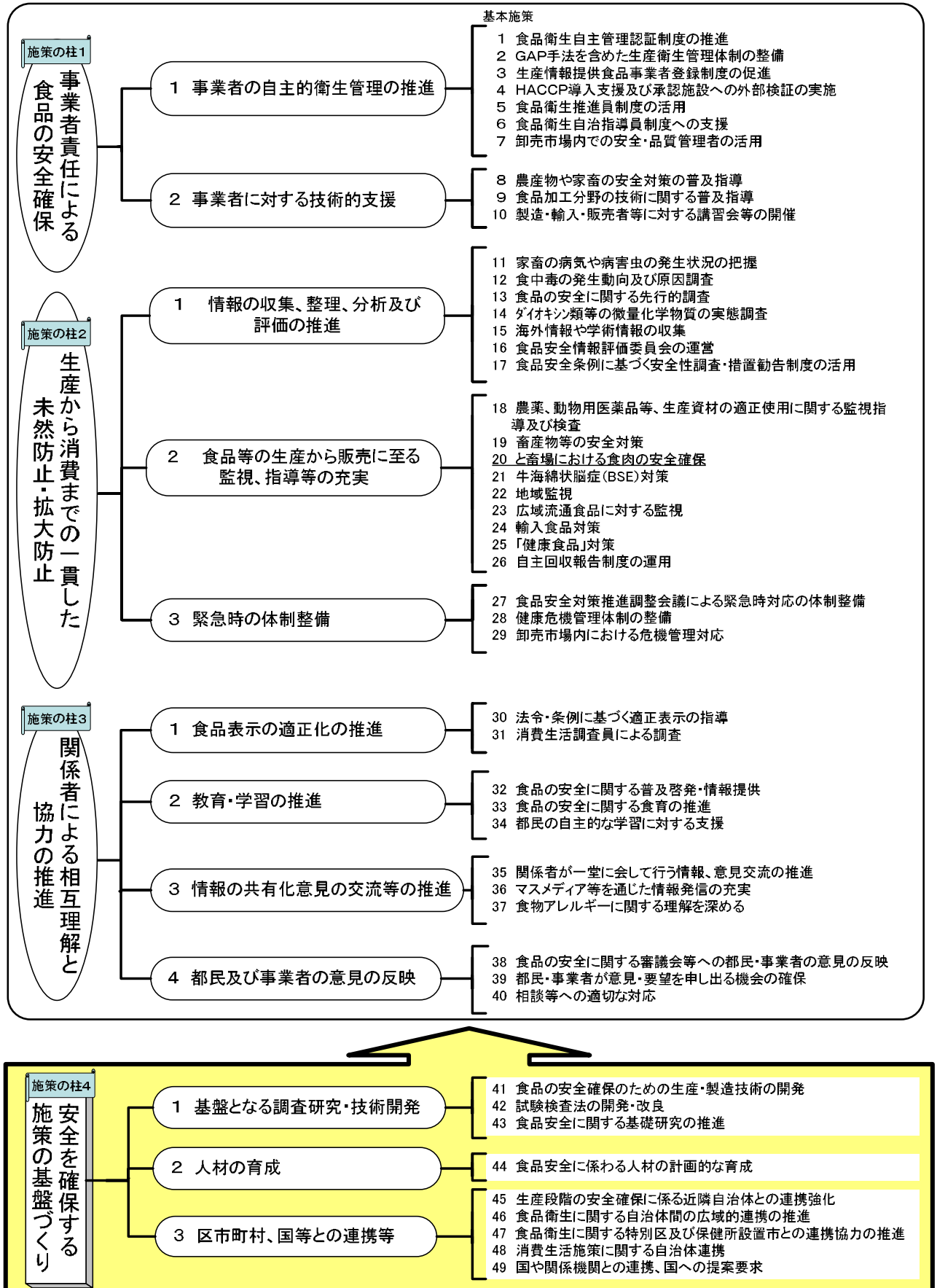
第2節 体系化した施策の全体像

都における生産から消費に至る食品安全確保施策について、4つの施策の柱のもとに、12の課題と各課題に対応した49の基本施策を体系化した。その全体像を次ページ図に示す。

また、参考として、都の基本施策の概要を表1に示す。

(案)

都における食品安全確保施策の総合的な体系



(案)

表1 食品安全推進計画の基本施策一覧

【施策の柱1 事業者責任による食品の安全確保】

1-1 事業者の自主的衛生管理の推進

[食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組を一層促進するための施策](#)

| NO | 施策 | 概要 |
|----|---|--|
| 1 | 食品衛生自主管理認証制度の推進 (福祉保健局) | 飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。 すべての食品衛生施設を認証制度の対象とし、その普及拡大を図る。 |
| 2 | GAP手法を含めた生産衛生管理体制の整備 (産業労働局) | より安全な農産物を生産し、消費者の信頼確保を図るため、GAP(農業生産工程管理手法)による管理手法の導入を含め、事業者による生産衛生管理体制を整備する。 |
| 3 | 生産情報提供食品事業者登録制度の促進 (産業労働局) | 都民が食品を選択する際の一助となるよう、生産情報を積極的に提供している事業者を登録して、都民に広く公表する制度の普及を推進する。 |
| 4 | ハサップ(HACCP)導入支援及び承認施設への外部検証の実施 (福祉保健局) | ハサップシステムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。 また、承認施設に対し、ハサップシステムが適切・確実に行われるよう外部検証を実施する。 |
| 5 | 食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局) | 食品衛生推進員に対して、食品の安全に関する最新情報の提供などの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。 |
| 6 | 食品衛生自治指導員制度への支援 (福祉保健局) | 事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。 |
| 7 | 卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場) | 卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図るとともに自主的品質管理を推進する。 |

(案)

1 - 2 事業者に対する技術的支援

事業者に対して、食品の生産・加工技術や法令等に関する情報提供等を行い、食品の安全確保の技術水準の向上を図るための施策

| NO | 施策 | 概要 |
|----|----------------------------------|--|
| 8 | 農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局) | 農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査による疾病情報の還元など、生産者への技術的な支援を行う。 |
| 9 | 食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局) | 食品技術センターの試験室の利用公開や、事業者ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などの支援を行い、事業者の食品安全確保のための技術水準を向上させる。 |
| 10 | 製造・輸入・販売者等に対する講習会等の開催 (福祉保健局) | 輸入食品関係事業者講習会や「健康食品」の関係事業者講習会、コンプライアンス向上セミナーなど、事業の内容や食品に則した講習会を開催し、関係法令等の改正や違反事例、食中毒予防策など、事業者が必要とする情報を提供する。 また、各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者」に対して衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進する。 |

【施策の柱2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止】

2 - 1 情報の収集、整理、分析及び評価の推進

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集して分析し、その結果を監視指導に活かすなど具体的な施策へ反映して健康への悪影響を未然に防止する施策

| NO | 施策 | 概要 |
|----|------------------------------|---|
| 11 | 家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局) | 動物用医薬品の適正な使用を通じて安全な畜産物を供給するため、家畜保健衛生所において家畜の病気の検査及び調査を実施する。また、病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫防除所において病害虫の発生状況を把握する。 |
| 12 | 食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局) | 食中毒の散発患者や無症状病原体保有者の喫食内容や行動を調査し、比較検討することで、感染源の解明に活用する。 また、特別区との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。 |
| 13 | 食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局) | PCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウムなどの有害化学物質の食品汚染実態を把握するための調査を実施する。 また、国内外の最新情報を広く収集、整理し、必要とされる課題について調査を行い、実態を把握した上で、都民への情報提供、国への提案要求などに活用する。 |

(案)

| NO | 施 策 | 概 要 |
|----|--------------------------------------|---|
| 14 | ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局) | 新たな知見等に対応しながら、継続した調査を実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者 に情報提供を行う。 ・東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査 ・都内に流通する農畜産物、魚介類を対象とした農薬等の微量含有量の調査 ・環境中のダイオキシン類等のモニタリング調査 |
| 15 | 海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局) | インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や新たな規制策、学会における研究発表など、食品の安全に関する最新の情報を収集する。 また、必要に応じて、都民に提供すべき情報を分かりやすくインターネット等により提供する。 |
| 16 | 食品安全情報評価委員会の運営 (福祉保健局) | 食品の安全に関して幅広く収集した情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会で都民生活への影響を評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。 |
| 17 | 食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用 (福祉保健局) | 規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。 調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。 なお、調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。 |

(案)

2 - 2 食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実

関係各局が連携し、食品の生産から販売に至るすべての段階を網羅した監視指導や検査を推進していく施策

| NO | 施策 | 概要 |
|----|---|---|
| 18 | 農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局) | 食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法及び薬事法等の関連法令の周知徹底、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導を徹底する。 |
| 19 | 畜産物等の安全対策 (産業労働局) | 食品の原材料となる家畜等の健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施する。また、養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。 |
| 20 | <u>と畜場における食肉の安全確保</u> (福祉保健局、中央卸売市場) | <u>と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除する。</u> <u>また、衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。</u> |
| 21 | 牛海綿状脳症(BSE)対策 (福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場) | 生産段階において、死亡牛・起立不能牛等のBSE検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などの対策を実施する。 と畜場において、BSEスクリーニング検査を実施するとともに、牛肉の加工段階を含め、特定危険部位の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施する。 |
| 22 | 地域監視 (福祉保健局) | 営業施設における衛生管理、並びに表示事項等に関する監視指導を実施する。 苦情や食中毒事件発生時の原因調査及び原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。 |
| 23 | 広域流通食品に対する監視 (福祉保健局) | 都内に広く流通する食品の安全を確認するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。 また、重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都市区が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。 |
| 24 | 輸入食品対策 (福祉保健局) | 健康安全研究センター内に設置されている輸入食品の専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、カビ毒、遺伝子組換え食品、残留抗菌性物質などについて監視指導を行う。 また、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針」(ガイドライン)に基づき、都内輸入事業者の自主管理を推進する。 |

(案)

| NO | 施 策 | 概 要 |
|----|-------------------------------|--|
| 25 | 「健康食品」対策 (福祉保健局、生活文化スポーツ局) | <p>健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示及び医薬品成分等の検査を実施する。インターネット広告等も定期的に調査し、広告の適正化を図る。</p> <p>また、医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。</p> <p>これらの情報は、広く都民へ公表し、情報提供を行う。</p> <p>また、都民向けパンフレット等を作成・配布し、引き続き正しい知識の普及、危害の未然防止に努めていく。</p> <p>さらに、医療機関等と連携し、健康食品の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。</p> |
| 26 | 自主回収報告制度の運用 (福祉保健局) | <p>事業者が自ら取り扱う食品等について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに基づき自主回収を決定した場合、都へ報告する。都は、回収の事実を広く都民に公表し、事業者による回収を促進させる。</p> <p>また、都民及び事業者への制度の周知を図る。</p> |

2 - 3 緊急時の体制整備

予測困難な事態に迅速・的確に対応するために、緊急時における関係各局の連携を図り、危機管理対応を充実する施策

| NO | 施 策 | 概 要 |
|----|-----------------------------------|---|
| 27 | 食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (各局) | <p>庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長(福祉保健局健康安全部長)が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。</p> |
| 28 | 健康危機管理体制の整備 (各局) | <p>事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。</p> <p>また、訓練などの検証を通じて、マニュアルの内容を適宜見直し、有効に機能するものとする。</p> |
| 29 | 卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場) | <p>卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応する。</p> |

(案)

【施策の柱3 関係者による相互理解と協力の推進】

3 - 1 食品表示の適正化の推進

法令等に基づく表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

| NO | 施策 | 概要 |
|----|---------------------------------------|---|
| 30 | 法令・条例に基づく適正表示の指導 (福祉保健局、生活文化スポーツ局) | 関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。 【食品表示に関連する法律】 食品衛生法、JAS法、健康増進法、計量法 景品表示法、消費生活条例 |
| 31 | 消費生活調査員による調査 (生活文化スポーツ局、福祉保健局) | 法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導する。 |

3 - 2 教育・学習の推進

都民や事業者が求める正しい情報を必要とするときに入手できる環境の整備や、地域、学校、家庭における食育の推進を図るための施策

| NO | 施策 | 概要 |
|----|-----------------------------------|--|
| 32 | 食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (福祉保健局、各局) | 食品衛生に関する普及啓発資料の作成・提供、各局のホームページによる情報提供、普及啓発用冊子の発行、報道機関への公表等、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を、適切に分かりやすく都民・事業者を提供する。 |
| 33 | 食品の安全に関する食育の推進 (産業労働局、各局) | 学校教育の場、都民向けの講座や講習会、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。 |
| 34 | 都民の自主的な学習に対する支援 (生活文化スポーツ局、各局) | 食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。 |

(案)

3 - 3 情報の共有化、意見の交流等の推進

食品の安全に関連する様々なテーマについて、都・都民・事業者の間で正しい情報や意見の交流を図るための施策

| NO | 施策 | 概要 |
|----|--------------------------------------|---|
| 35 | 関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進 (福祉保健局、各局) | 食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、より多くの関係者とともに、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、関係者間の相互理解を図る。 |
| 36 | マスメディア等を通じた情報発信の充実 (福祉保健局) | 消費者団体や報道機関の記者など、都民に食品の安全性情報を伝達する役割を担うリーダーへのリスクコミュニケーション活動を展開し、都民の食に対する不安の払拭を図る。 |
| 37 | 食物アレルギーに関する理解を深める (福祉保健局) | 食品を取り扱う事業者に対してアレルゲン管理についての技術指導を行う。アレルギー表示に係る検査体制を整備し、アレルギー表示の適正化を図る。 |

3 - 4 都民及び事業者の意見の反映

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるために、科学的な評価を踏まえ、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施するための施策

| NO | 施策 | 概要 |
|----|---|---|
| 38 | 食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文化スポーツ局、各局) | 食品安全審議会、消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。 審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。 |
| 39 | 都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化スポーツ局、各局) | 消費生活条例に基づく「申出」の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。 また、「都民の声」制度を活用し、 <u>全庁的な広聴事業を通じて、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。</u> さらに、新たな施策の実施に当たっては、広く都民・事業者からの意見を聴くため、パブリックコメントを実施する。 |
| 40 | 相談等への適切な対応 (各局) | 食品の安全に関する保健所や消費生活総合センター等への都民の苦情や相談を受け付け、必要な調査を行い、調査結果を分かりやすく説明するなど、適切に対応する。 |

(案)

【施策の柱4 安全を確保する施策の基盤づくり】

4 - 1 基盤となる調査研究・技術開発

検査・分析法の開発やより高度な衛生管理の手法など、安全確保対策の基礎となる研究・技術開発を推進するための施策

| NO | 施策 | 概要 |
|----|----------------------------------|--|
| 41 | 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局) | 食品の殺菌や保存などの工業技術に関する試験研究や農薬残留回避技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。 |
| 42 | 試験検査法の開発・改良 (福祉保健局) | 検査方法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを推進する。 また、試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。 |
| 43 | 食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局) | 食中毒菌を死滅させるための加工・調理法の把握、病原性の発生機序の解明等の研究を推進し、成果は学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。 |

4 - 2 人材の育成

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全や安全対策についての知識を持った人材を育成するための施策

| NO | 施策 | 概要 |
|----|---------------------------|---|
| 44 | 食品安全に係わる人材の計画的な育成 (各局) | 食品衛生監視員をはじめとする食品安全に係わる人材に対して技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等への派遣を行うなど資質の向上を図る。 |

(案)

4 - 3 区市町村、国等との連携等

首都圏をはじめとする他自治体、国や関係機関等と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化し、適切な対応を行うための施策

| NO | 施 策 | 概 要 |
|----|---|---|
| 45 | 生産段階の安全確保に係る 近隣自治体との連携強化 (産業労働局) | 都内で消費される農産物の安全な生産を図るため、都内の市場に入荷する青果物の4割を生産する関東近県の自治体と連携し、安全で安心な生産対策に関する情報交換や、都民への生産情報の提供などを推進する。 |
| 46 | 食品衛生に関する自治体間の 広域的連携の推進 (福祉保健局) | 全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場衛生検査所協議会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。 また、違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。 |
| 47 | 食品衛生に関する特別区及び 保健所設置市との連携協力の 推進 (福祉保健局) | 保健所を設置する自治体である特別区及び八王子市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都市区一体となった取組を進める。 |
| 48 | 消費生活施策に関する 自治体連携 (生活文化スポーツ局) | 消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。 |
| 49 | 国や関係機関との連携、国への 提案要求 (各局) | 食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。 また、食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化等について、必要に応じて国への提案要求を行う。 |

(案)

第4章 計画の実施に向けての考え方

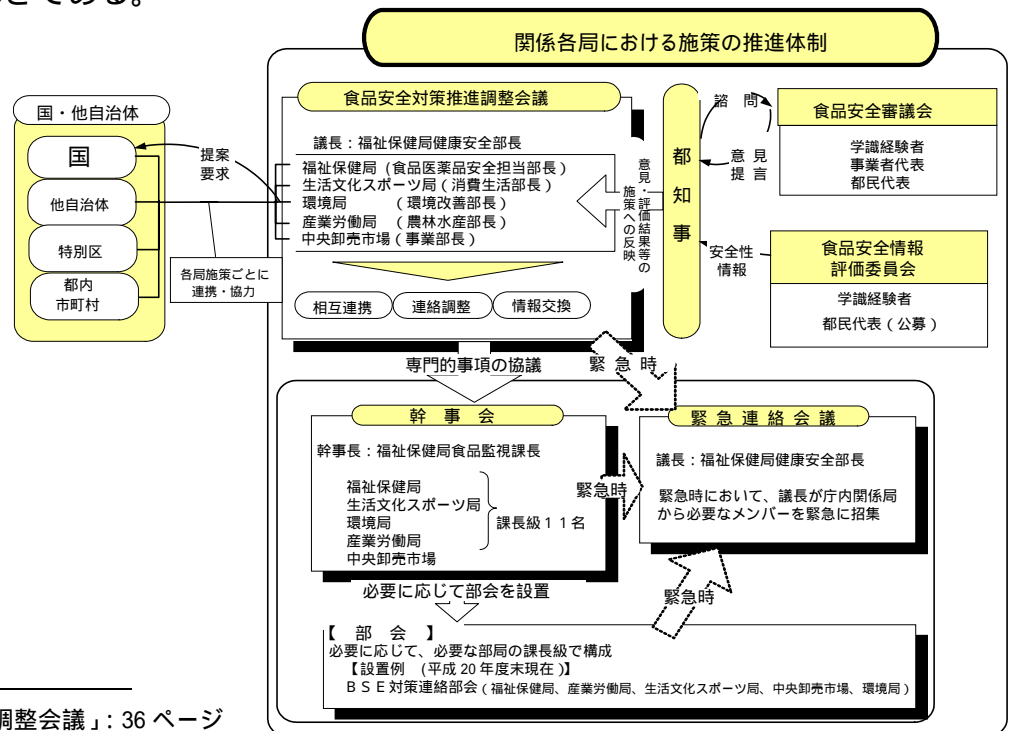
第1章で示した考え方のおり、施策を計画的かつ総合的に進めるためには、都における推進体制を確立するとともに、計画の実施状況を定期的に確認し、適切に進行管理を図っていく必要がある。本計画の実現に向けて都が取り組む際に、具体的に留意すべき事項として以下の点が指摘できる。

第1節 施策の推進体制

東京都として食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局の適切な連携を図っていくことが最も重要である。このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議¹⁸」の一層の活用を図り、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していくことが重要である。

また、都内に流通する食品の多くは海外や他道府県で生産・製造されたものである。関係各局が国や他自治体との連携を強化し、都外の生産・製造の現場に関する情報等を積極的に収集して、都における生産から消費に至るまでの一貫した食品の安全確保対策に活用することが求められている。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めて行くため、食品安全条例に定める知事の附属機関である「食品安全審議会¹⁹」からの意見や提言を活用することや、「食品安全情報評価委員会」における評価を踏まえ、適切な未然防止策を推進していくことなどが必要である。また、各局の審議会等の意見なども同様に活用すべきである。



¹⁸ 「食品安全対策推進調整会議」：36 ページ
¹⁹ 「食品安全審議会」：36 ページ

(案)

第 2 節 計画の実施と見直し

本計画を着実に推進していくために、第 2 章に掲げた戦略的プランを中心に、その進捗状況等を、計画の推進に関与するすべての人たちが把握し、適切な点検と進行管理を行っていくことが必要である。また、これらの進捗状況は、年度毎に食品安全審議会へ報告し、審議会からの意見を聴くとともに、計画の中間年度において、計画の進捗状況を広く都民にも公表すべきである。

また、食品の安全に関する問題は、計画策定時点では十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在化したり、より高度な製造技術の進展やより迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、科学技術の進歩や国内外の諸状況によって大きく変化する。

このため、このような変化が想定を超えて大きな場合などには、計画の途中段階にあっても、食品安全条例の規定に基づき、必要に応じて計画の見直しを検討すべきである。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営むうえで、最も重要な事項である。都は本報告に示された考え方に基づき、全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、本計画を策定し着実に実施する必要がある。

このことがにより、本計画の目指す「食に対する都民の不安を解消し、信頼を確保する」とともに、条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことにつながると考える。

(案)

1 用語解説

(1) 法令関係

景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)

不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律。不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示は不当表示として禁止されている。

食品関係の違反としては、馬肉に馬脂を注入したものに「霜降り馬肉」と表示したもののや、根拠なく「食べても食べてもどんどん痩せる」と表示した「健康食品」に処分(排除命令)が行われている。

処分：消費者庁移管後は、排除命令は措置命令となった。

計量法

計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。

計量の単位や計量器、商品を販売する場合の計量などについて、計量法では、正しい計量器の供給、正しい計量器の使用、正しい計量の実施、計量思想の普及など、4つの柱を基本に定めている。

健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進のための措置を講じ、国民保健の向上を図るため平成14年8月に制定。それまで栄養改善法で規定されていた栄養表示等について、健康増進法に引き継がれた。

食品に関連するものとして、

特別用途食品(乳幼児、妊産婦、病者用など特別の用途に適する旨を表示する食品)の内閣総理大臣による許可

特定保健用食品(おなかの調子を整えるなどの特定の保健の目的が期待できる旨を表示する食品)の内閣総理大臣による許可

食品の栄養成分の量及び熱量に関して表示する場合の表示事項とその方法

栄養成分や熱量に関する表示(高カルシウムやカロリーオフなどの表示)をする場合の基準

健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示禁止などを規定している。

(案)

ＪＡＳ法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）

飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「ＪＡＳ規格制度(任意の制度)」と、消費者の商品選択に役立てるため、製造者、輸入者、販売者が原材料、原産地など品質に関する一定の表示を守るべき「品質表示基準制度(義務の制度)」からなる。

具体的には、

生鮮食品の原産地、加工食品の原材料等の「品質表示基準」

厚生労働省において安全性が確認された遺伝子組換え食品を使用しているものなどの「遺伝子組換え食品の品質表示基準」

有機農産物、有機農産物加工食品に係る「有機」、「オーガニック」等のＪＡＳマーク表示

などを規定している。

食品安全基本法

食品の安全性の確保を総合的に推進することを目的として平成 15 年 5 月に制定。

この法に基づき、「食品健康影響評価」を専門的に行う「食品安全委員会」が内閣府に設置されている。「食品健康影響評価」に基づき、各省庁では安全確保のための規格基準を定めるなど具体的な施策を策定し、実施する。また、食品の安全性に関する情報の公開、関係者相互間の情報・意見の交換を促進することについても規定されている。

食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。

いわゆる飲食品のみならず、添加物、食器などの器具や容器包装、一部のおもちゃや洗剤についても、成分規格や製造・使用等の基準を定めている。

また、食品等事業者の責務や、規格基準に適合しない食品等の製造、加工等の禁止、食品表示、食品等の輸入・製造等の届出・営業許可、行政による監視指導など、飲食に起因する事故の発生の未然防止や、万一事故が起こった場合の被害拡大防止のための規定を定めている。

飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律。

有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用（家畜等への供与）の禁止、家畜等に飼料を供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定している。

(案)

農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律。

農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用できる仕組となっている。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果をもとに、その農薬を使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数などの使用に関する基準が定められている。

肥料取締法

肥料の品質を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進と国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

肥料について、その種類毎に含有すべき肥料成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量、その他の制限事項（粒度や原料）が必要に応じて規定されている。

薬 事 法

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性、安全性の確保のために必要な規制を行い、保健衛生の向上を図ることを目的とした法律。

「健康食品」に「疾病の診断、治療又は予防に使用する」又は「身体の構造又は機能に影響を及ぼす」という目的性を持たせれば、医薬品に該当することになり、無承認無許可医薬品として薬事法の違反となる。

また、抗生物質等の動物用医薬品の販売・使用に関する規制についても規定されている。

消費生活条例

都民の消費生活に関し、都が実施する施策について必要な事項を定め、都民の自主的な努力と相まって、消費者の権利を確立し、都民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とした条例。

食品安全条例

食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とした条例。

東京という大都市の地域特性を踏まえ、食品の安全確保に向けた方向性をはじめ、関係者が果たすべき責務や役割を明らかにするとともに、国の制度を補完するしくみを定めている。

(案)

(2) 制度関係

安全・品質管理者 (SQM : Safty & Quality Manager) (都独自の制度)

都が所管する11の中央卸売市場において、都職員、卸売業者及び仲卸業者の組合のそれぞれから選任され、市場における食品の安全性を確保するため、衛生・環境水準の向上に向けた普及啓発や人の健康を損なう恐れのある物品等の排除・回収に関する連絡調整を行う者をいう。

健康被害事例専門委員会 (都独自の制度)

東京都食品安全情報評価委員会 (P36 参照) のもとに設置された専門委員会。社団法人東京都医師会及び社団法人東京都薬剤師会を通じて収集した「健康食品の利用との関連が疑われる健康被害情報等の疫学的な分析及び評価を行う。

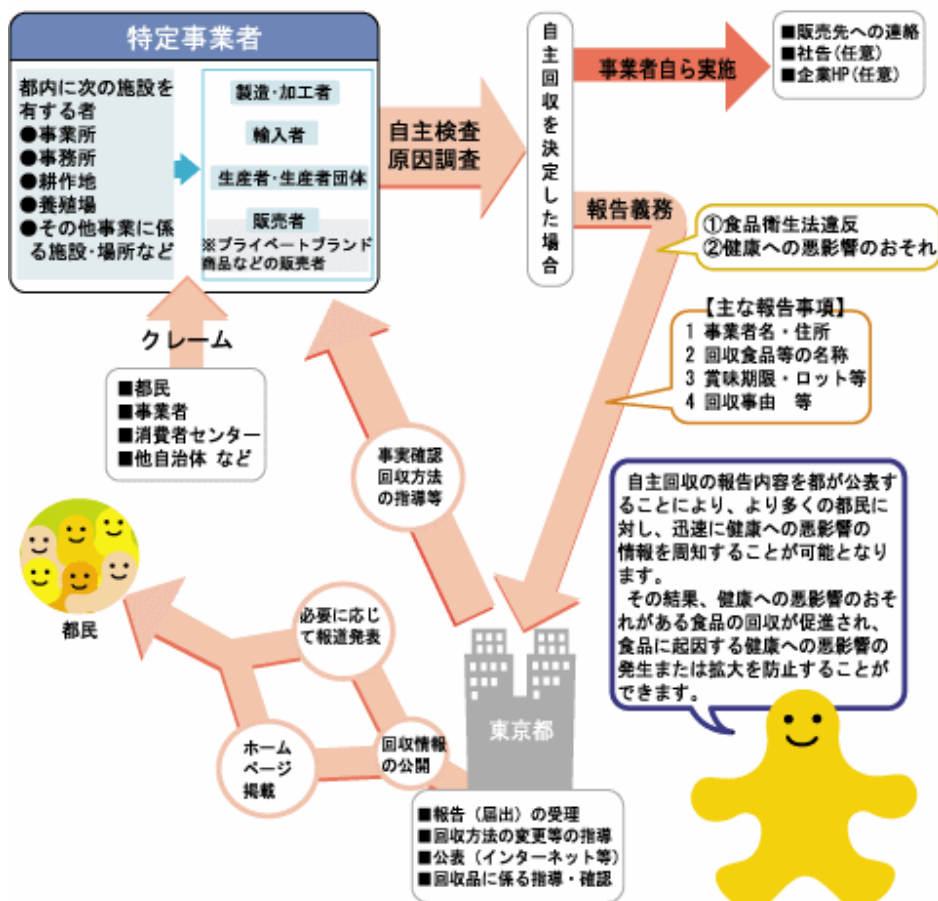
自主回収報告制度 (都独自の制度)

食品安全条例に基づく都独自の制度で、平成16年11月から施行されている。食品等の生産者、製造者、輸入者などが健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品等を自主回収する場合に都への報告を義務づける制度。

都では、報告された内容をホームページに掲載し、都民へ情報提供を行っている。情報提供ホームページ「食品衛生の窓」:

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/anzen/shokuhin/index.html>

食品の自主回収報告制度の概念図



(案)

自治指導員制度

(社)東京都食品衛生協会が、会員施設の食品衛生向上と自主的衛生管理の確立のために設けている制度。現在、約 6,000 名の自治指導員が会員の中から選ばれている。

自治指導員は、会員の施設(店)を巡回して、衛生管理の指導、許可・届出などの指導、食品衛生に関する普及啓発を行うとともに、消費者懇談会への参加などを通じて食品衛生の向上のために活動している。

消費生活条例に基づく申出制度(都独自の制度)

消費生活条例第 8 条に基づき、都民が同条例に違反する事業活動等により、消費者の権利が侵害されている疑いがあるときに、知事にその旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる制度

消費生活条例の品質表示(都独自の制度)

東京都消費生活条例第 16 条に基づき、消費者の商品選択に当たり内容を容易に識別し、適正に使用するために必要な場合、法で定める場合を除き商品別に「商品表示事項等」を指定できるとされている。

食品においては、この規定により、調理冷凍食品の原料原産地名及び原材料配合割合、はちみつ類の品名、かまぼこ類のでん粉含有率や、カット野菜及びカットフルーツの加工年月日などが指定されている。

消費生活対策審議会(都独自の制度)

都民の消費生活の安定と向上に関する施策の基本的事項について調査審議させるため、消費生活条例第 45 条に基づき設置される知事の附属機関。

消費者問題に理解の深い学識経験者や消費者代表、事業者代表などで構成され、品質等の表示事項やその方法の指定、不適正な取引行為の指定、基本計画の策定などに当たって、消費生活対策審議会の意見を聴くこととなっている。

消費生活調査員制度(都独自の制度)

消費生活調査員として委嘱した都民に、商品・サービスに係る表示や量目調査、また日常の消費生活行動で不審に感ずる事業行為等の報告を依頼し、その報告結果をもとに事業者指導などに活用する制度。

調査員は 20 歳以上の都民 500 名に委嘱しており、生鮮食品や加工食品の表示状況などの調査をする品質表示調査に 200 名、不当表示などの調査をする表示・広告調査に 200 名、都が貸与した計量器を用い、計量販売されている食料品の量目を調査する計量調査に 100 名の調査員が活動している。

(案)

食品安全情報評価委員会 (都独自の制度)

食品等の安全を確保するため、各種情報の収集、分析及び評価等を行い、食品の安全対策を総合的に推進していくことを目的として、平成 15 年度に設置された機関。

平成 16 年 3 月 31 日の食品安全条例の制定により、同条例に基づく知事の附属機関となった。微生物や理化学など食品安全に関する学識経験者を中心に、公募された都民代表を含む 20 名以内の委員で構成される。

食品安全審議会 (都独自の制度)

食品安全条例に基づき、都における食品の安全確保に関する施策について調査審議するために設置される知事の附属機関。

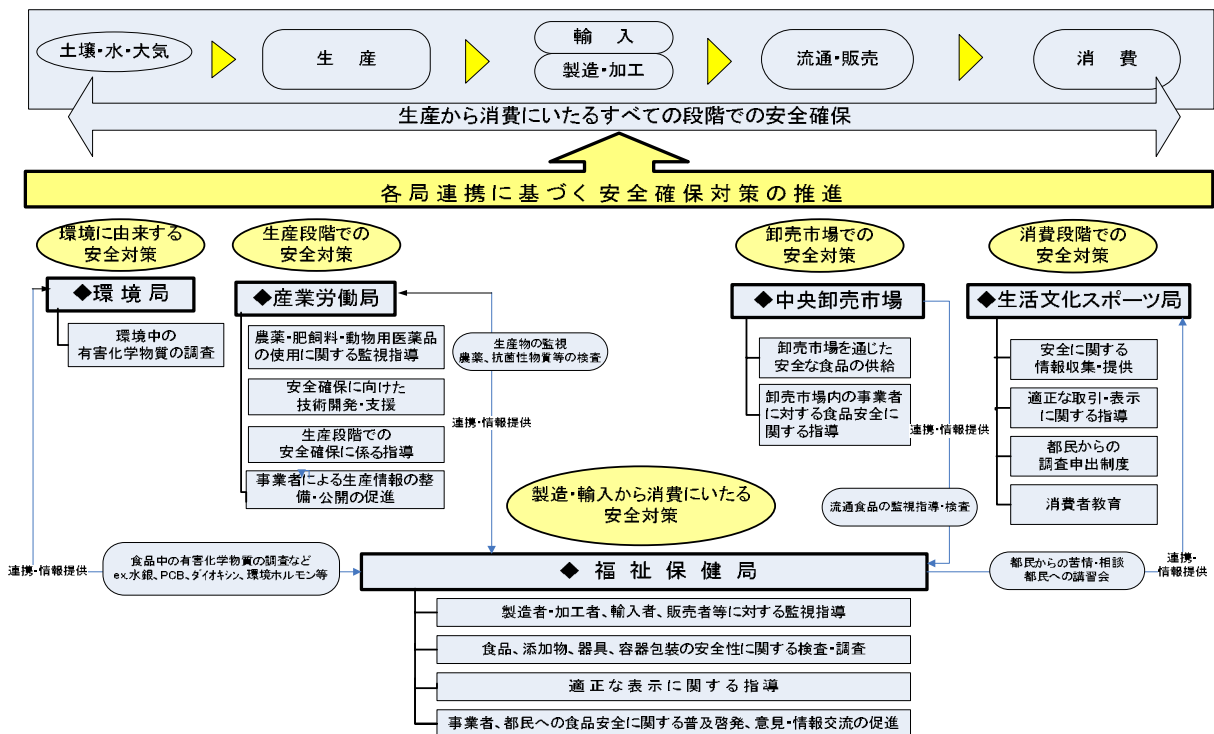
審議会は、都民(公募を含む)代表、生産・流通・輸入・販売に係る事業者代表、食品の安全に関する学識経験者から 25 名以内の委員で構成される。

食品安全対策推進調整会議 (都独自の制度)

食品の安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進するため、関係各局間の協議機関として平成 15 年 6 月に設置。福祉保健局、生活文化スポーツ局、環境局、産業労働局、中央卸売市場の 5 局の部長級職員で構成され、施策の推進に関する事項や各局の相互連携に関する事項、あるいは、食品の安全確保に関する情報交換、連絡調整に関する事項などの協議を所掌している。

また、会議には、関係各局の課長級で構成する「幹事会」がおかれ、食品の安全確保に関する専門的事項の協議を行うとともに、必要に応じて部会を設置し、幅広く食品の安全に関する事項を協議している。

都の食品安全確保対策の体系



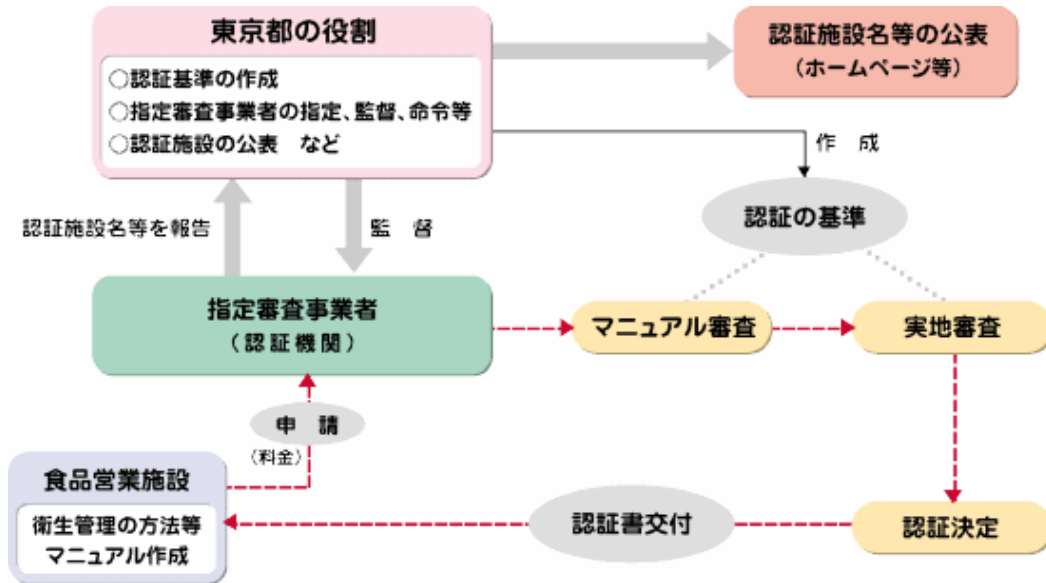
(案)

食品衛生自主管理認証制度 (都独自の制度)

食品関係施設における自主的な衛生管理の取組を積極的に評価する制度。営業者からの申請に基づき、施設で行われている衛生管理について、都知事が指定する民間の審査機関が審査し、都の定める認証基準を満たしている施設を認証する。都がそのことを広く都民に公表することによって、食品関係施設全体の衛生水準の向上を図ることを目的としている。

情報提供ホームページ「食品衛生の窓」:

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/anzen/shokuhin/>



食品衛生推進員

食品関係営業者の自主的な活動を促進するため、平成7年5月、食品衛生法の改正の際に導入された制度。都道府県や特別区等は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有するものの中から、食品衛生推進員を委嘱し、行政の施策に協力して、営業者等の相談、助言等の活動を行なわせることができるとされている。

東京都では、現在135名の食品衛生推進員が、各保健所における普及啓発活動への協力や事業者からの相談対応、保健所事業に対する意見具申、地域の情報提供などの場において活動している。

食品衛生責任者

食品関係営業施設において、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営に当たる者として、食品衛生法施行条例により、各施設に設置が義務づけられている。

食品衛生責任者は、栄養士、調理師などや知事が指定した講習会の受講終了者などの有資格者から事業者が選任し、施設に責任者の氏名を掲示しなければならない。

(案)

食品技術センター (都独自の制度)

都内食品関連企業の振興に寄与することを目的に、平成2年7月に開設された組織。食品工業技術に関する試験研究、相談・普及指導、試験室貸出、共同研究、受託事業等を行っている。

生産情報提供食品事業者登録制度 (都独自の制度)

食品の生産等の履歴情報を積極的に提供する事業者を東京都が登録するとともに、事業者は食品に登録マークを表示するなど、都民に商品選択の目安を提供するための制度として、平成16年4月から登録を開始している。

情報提供ホームページ：都民のための生産情報提供事業

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/syoku/seisanjoho/index/index.htm>



総合衛生管理製造過程

食品の製造・加工の方法について、HACCPシステムを法的に位置付けた制度。

この制度では、営業者がHACCPシステムの考え方に基づいて自ら設定した食品の製造・加工の方法及びその衛生管理の方法について国に申請する。国では、実地調査等を行い、承認基準に適合することが確認されれば、厚生労働大臣により承認される。

なお、承認の対象となる食品が決められており、現在(平成21年9月末現在)で乳・乳製品 清涼飲料水 食肉製品(ハム・ソーセージなど) 魚肉ねり製品(魚肉ハム、魚肉ソーセージなど) 容器包装詰加圧加熱殺菌食品(缶詰、レトルト食品など)が規定されている。

知事の安全性調査・措置勧告制度 (都独自の制度)

食品衛生法など現行の法制度で、規格基準の定めがないなど法的な対応ができない課題について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な場合には、条例に基づき立入り等の調査を実施する制度。

安全性調査の結果、健康への悪影響が懸念され、法的な対応が困難な場合には、事業者や事業者団体に対し、健康への悪影響の未然防止に必要な措置(製造方法の改善、表示等による都民への注意喚起等)をとるよう勧告するとともに、その内容を公表する。

(案)

都市・区協議に基づく連携協力体制 (都独自の制度)

食品衛生法に基づく食品や事業施設の監視指導については、都は多摩地区(八王子市を除く)及び島しょ地域を担当し、八王子市は市が、区部は特別区がそれぞれの区域を担当することとなっている。

一方、食品流通の広域化が進む中で、都、八王子市及び特別区が個々に担当地域を監視するだけでは、事故等の未然防止・拡大防止が適切に図れないおそれがある。

このため、都と八王子市、区が協力し、広域に流通する食品等の効率的な監視指導を実施するため、都市・区協議に基づき「広域監視実施要綱」を定め、都内全域における広域的な監視指導に係る役割分担を定めている。

具体的には、大規模製造業、輸入業、倉庫業などの広域流通食品を取り扱う施設については、八王子市、特別区内であっても都が監視指導を実施するなど、都市・区一体となった取組を進めており、その都市・区役割分担の詳細を「事務処理基準」で定めている。

と畜検査

獣畜(牛、馬、豚、山羊、羊)を食用に供する際に、食肉としての安全性を確認するため、と畜場法に基づき都道府県等が実施する検査。獣医師であると畜検査員が、処理されるすべての獣畜について、1頭ごとに検査することが義務づけられており、疾病、異常等があった場合に、廃棄等の措置がとられる。

なお、BSE検査の義務づけも、この制度が根拠となっている。

普及指導員

農業改良助長法に基づき各都道府県に配置される技術者。国が行う普及指導員資格試験に合格した者が任用され、次のような事務を行う。試験研究機関、市町村、農業関係団体等と連携し、専門事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を実施する、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催等をとおして、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行う。

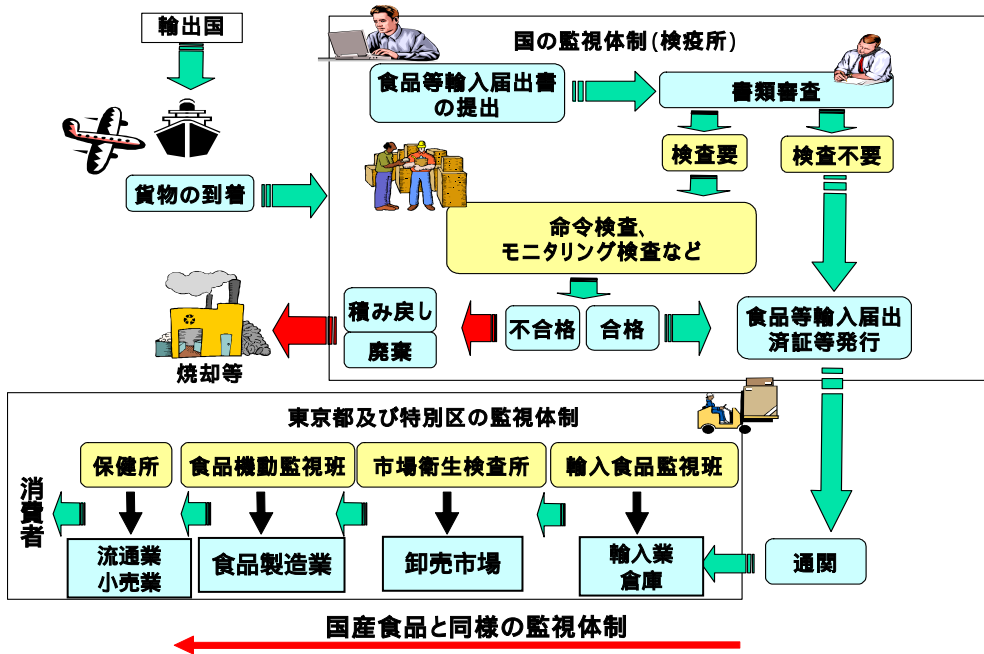
(案)

輸入食品対策における国と自治体との関係

食品を販売等の目的で輸入する場合には、国の検疫所に届出をすることが食品衛生法により義務付けられている。国では、この輸入届を受理し、書類審査や必要に応じて試験検査を実施し、輸入の適否を判断している。

検疫所で輸入が認められた食品は、国内に流通することになり、以降は各都道府県等が国産食品と同様に監視・検査等を実施している。

輸入食品の監視体制



(案)

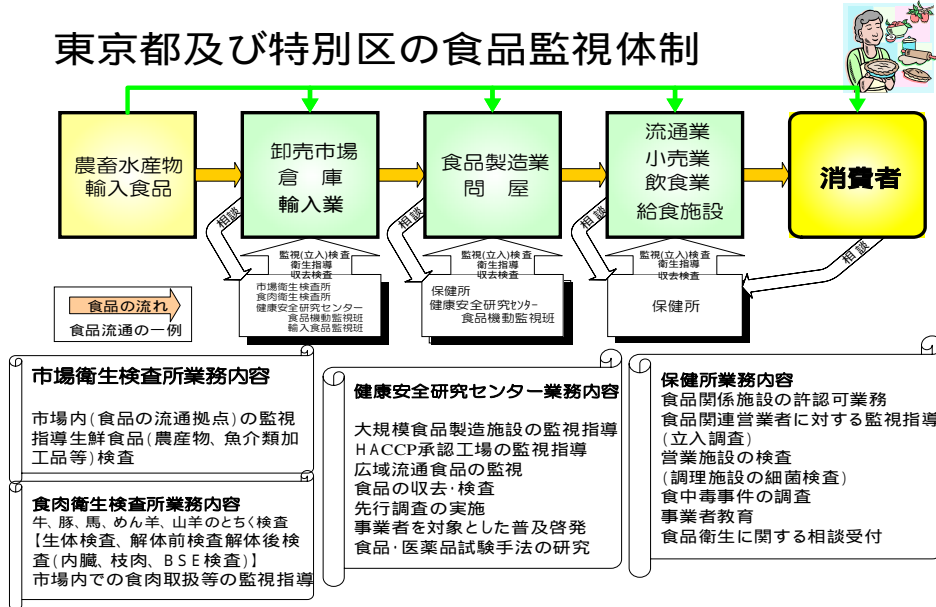
都における食品衛生監視の体制

都内での食品衛生法に基づく監視や検査の業務は、八王子市においては市が、区部においては各特別区が、多摩地区(八王子市を除く)及び島しょ地域では東京都が「保健所」を設置して実施している。

さらに、東京都では、広域に流通する食品等の安全確保を図るため、八王子市及び特別区との取り決めにより、八王子市・特別区内にある「大規模製造施設」や「輸入業」などに対して連携協力して監視指導を実施している(広域監視：健康安全研究センターが担当)。

また、特別区内の卸売市場やと畜場など食品の流通拠点での監視指導も都が実施している(拠点監視：市場衛生検査所、食肉衛生検査所が担当)。

東京都及び特別区の食品監視体制



食品衛生監視体制



：23区には、それぞれの区に保健所があります。
また、島しょ地域にも、4出張所、2支所があり、食品衛生業務を行っています。

(案)

(3) 学 術 用 語 ・ そ の 他

遺伝子組換え食品

ある生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し、植物等に組み込む技術を利用して、品種改良が行われた農作物とその加工食品をいう。遺伝子組換え食品を国内で流通・販売するためには、国が行う安全性審査により食品としての安全性が確認されなければならない。

現在、安全性が確認されている食品は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、てんさい、アルファルファの7作物、98品種である。遺伝子組換え農産物とそれ以外の農産物が生産、流通等の段階で確実に分別管理(分別生産流通管理)されていない場合、その農産物及びそれを原材料とする加工品には、「遺伝子組換え不分別食品」である旨を表示することが義務付けられている。

カドミウム

鉱物中や土壌中など天然に広く存在する重金属で、米や魚介類などの多くの食品に天然由来のカドミウムが微量に存在することが確認されている。

食品中のカドミウムの一部が、体内に吸収・蓄積されることから、カドミウム濃度の高い食品を長年にわたり摂取すると、腎機能障害を引き起こす可能性がある。

日本では食品衛生法に基づく規格基準として、「玄米は、カドミウムを1.0ppm(1kgの玄米中に1.0mgのカドミウム量)以上含んではならない」と定められている。

カンピロバクター

主に、牛、豚、鶏などの動物の腸管内に生息する細菌。近年、ノロウイルスと並び、食中毒の病因物質の多くを占めている。100個前後の少量の菌数で発症する。原因食品を食べてから2～7日で発症し、発熱(38以下)、倦怠感等の後、数時間から2日で下痢が始まり、吐き気、腹痛などの症状も伴う。生や加熱不十分な食肉、生肉から汚染された調理器具などが食中毒の主な原因である。新鮮な食肉でも、カンピロバクターが付着している可能性があるため、生食は避け、食肉は十分に加熱し、生肉を取り扱う際には、調理器具の使い分け、手指の十分な洗浄などを行うことが食中毒を予防するために重要である。

GAP

Good Agricultural Practice(農業生産工程管理手法)の略。

農業生産者自らが、食品の安全の確保、品質の改善、環境保全など、様々な目的を達成するために、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の農作業に活用する、という一連のプロセスチェック手法。

(案)

「健康食品」

健康食品には、法的な定義はなく、これまでも、サプリメント、「健康補助食品」などの呼称が使われている。

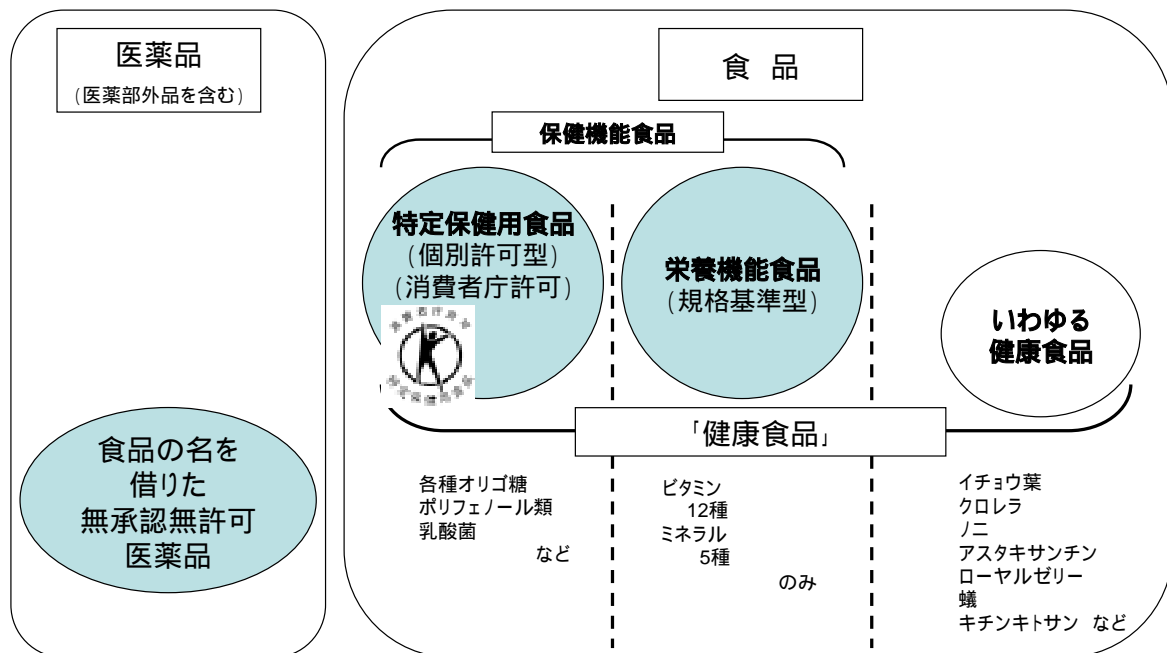
平成15年6月9日、厚生労働大臣の私的諮問機関である『「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会』から『「健康食品」に係る今後の制度のあり方について』が提言され、その中で、括弧付きの健康食品として、次のような説明がされており、都においても、特段の断りがない限り同様の意味で使用している。

「健康食品」：健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指し、保健機能食品も含む。

「保健機能食品制度」：平成13年4月に、消費者が適切に健康食品等を選択できるよう創設された制度。国が定めた基準等を満たしたものは、ビタミンやミネラルなどの栄養成分の機能に関する表示（栄養機能食品）や、おなかの調子を整えるといった特定の保健の用途などを表示（特定保健用食品）して販売できるようになっている。

「健康食品」の範囲

「健康食品」：広く、健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指し、保健機能食品も含む。
(厚生労働省「健康食品」に係る今後の制度のあり方について(提言)平成15年6月9日)



(案)

食物アレルギー

食物によって起こるアレルギー症状で、多くは、食物に含まれるたんぱく質がアレルギー反応を引き起こす。乳児期に多く発症し、成長と共に軽快していくことが多いのが特徴。症状は、皮膚のかゆみや湿しん、口や目のはれなどが多くみられ、腹痛や、喘息のような症状がみられることもある。まれに、意識障害や血圧低下などのショック症状（アナフィラキシーショック）を起こすなど、命にかかわることもある。原因となる食物は、乳児期は、卵・乳製品・小麦が多く、幼児期になると、魚卵・魚類・そば・甲殻類（えび・かになど）・ピーナッツ・果物類で新たに発症する例がみられ、学童期からは甲殻類やそばが多くなる。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。

ダイオキシンは、無色無臭の固体でほとんど水には溶けず、脂肪などに溶けやすい性質を持っている。

多量の暴露では、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが動物実験で報告されている。

ダイオキシン類の人体への取り込みについては、そのほとんどが食品由来とされていることから、食品別の汚染状況を把握するための汚染実態調査及びトータルダイエット方式による標準的な食事から摂取されるダイオキシン類の調査を実施している。

特定危険部位 (S R M)

牛海綿状脳症(B S E)の原因である異常プリオンが特異的に蓄積しやすいため、牛を食用に供する際に除去、焼却処理が義務付けられている部位。頭部（頬肉、舌を除く）、せき髄、回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルまでの部位）及びせき柱をいう。

鳥インフルエンザ

鳥類がA型インフルエンザウイルスに感染して起こる病気。鳥類に感染するA型インフルエンザウイルスは、まとめて鳥インフルエンザウイルスと呼ばれている。

鳥インフルエンザウイルスのうち、家禽（鶏、うずら、あひるなど）を高い確率で死亡させたり、全身症状などの特に強い病原性を示すもの、また、強毒タイプのウイルスと構造が似ているものを「高病原性鳥インフルエンザウイルス」と呼ぶ。鶏、七面鳥、うずら等が強毒タイプのウイルスに感染すると、全身症状をおこし、大量に死亡することもまれではない。一方、弱毒タイプのウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もある。

なお、感染した鳥との接触による人への感染が海外で報告されているが、鶏肉など食品を介した感染は報告されていない。

(案)

ノロウイルス

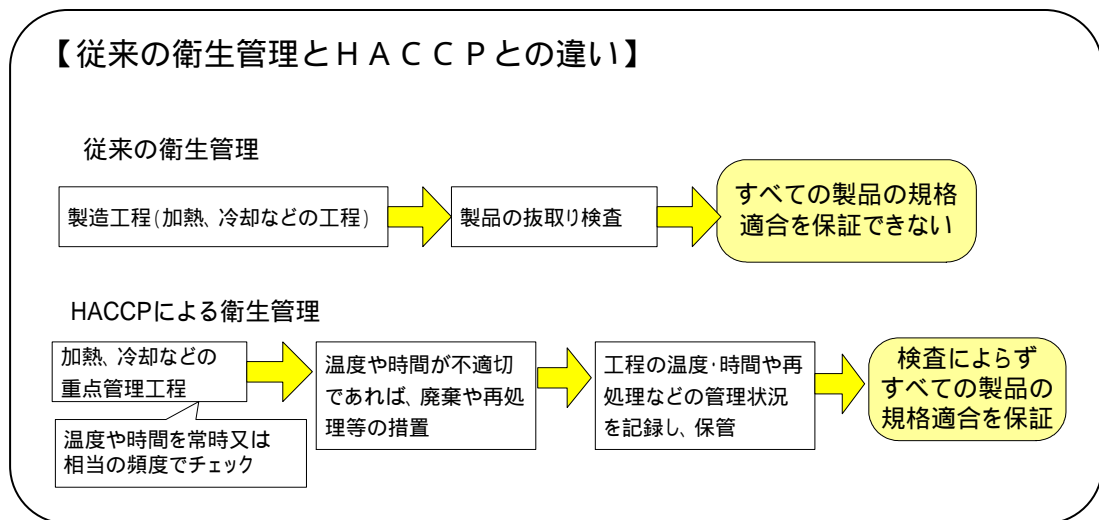
ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルス。感染してから 24～48 時間で発症し、下痢、吐き気、おう吐、腹痛、発熱(38 以下)など、風邪に似た症状を示す。冬場に多く発生する傾向がある。

ウイルスを取り込んだカキなどの二枚貝を不十分な加熱で食べたり、感染者の用便後の手洗い不十分等によりウイルスに汚染された食品を食べた場合などに感染するおそれがある。また、感染者の便やおう吐物から空気中に飛散したノロウイルスにより、二次感染を起こすこともある。

H A C C P

1960 年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された 食品の衛生管理の手法。勘や経験に頼る部分の多かった従来の衛生管理の方法とは異なり、食品の製造工程ごとに危害を分析し、その危害を管理(発生を防止又は排除、若しくは許容できるレベルまで低減)することができる工程を重要管理点として特定し、それを重点的に管理することによって工程全般を通じて製品の安全確保を図る科学的な管理方法である。

この管理方法をわが国で法的に位置付けたものが、食品衛生法第 13 条に規定される「総合衛生管理製造過程」の承認制度である。



B S Eスクリーニング検査

牛海綿状脳症(BSE)は、異常プリオン(異常化したタンパク)が脳に蓄積し、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こす中枢神経系の疾病。

BSEスクリーニング検査は、この異常プリオンを検出する簡易検査。

と畜時の検査で陰性が確認されるまでは、その牛の肉、内臓、皮等は全てとちく場内で厳重に保管される。スクリーニング検査で陽性になった場合には、国の検査機関で確定検査が行われる。

(案)

PCB

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。水に極めて溶けにくい、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、物理的・化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されてきたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、爪の変形、まぶたや関節のはれなど様々な症状を引き起こすことが報告されている。

なかでも、コプラナーPCBと呼ばれるPCBの毒性は極めて強く、ダイオキシン類と総称されるものの一つとされている。

有機水銀

水銀原子に炭素が結合した化合物の総称。日本では、酢酸フェニル水銀が農業用殺菌剤、リン酸エチル水銀と塩化メトキシエチル水銀が種子消毒としてかつて使用されたが、現在、使用禁止となっている。

有機水銀は無機水銀に比べて毒性が強く、特にアルキル水銀の中樞神経への作用は特異的である。アルキル水銀の中でもメチル水銀の毒性は最も強く、中樞神経系に作用して視野の狭窄、難聴、言語障害、知的障害などを起こす。

有機スズ化合物

スズ原子と炭素原子が結合した化合物の総称。農薬や船底防汚剤、プラスチック安定剤、有機合成触媒等に使用されており、特にトリブチルスズ(TBT)やトリフェニルスズ(TPT)化合物は船底防汚剤や魚網防汚剤として大量に使用されてきた。日本では現在、全面的に使用が中止されている。

防汚剤から有機スズ化合物が海中に溶け出し、水質や底質が広く汚染され、また、生物濃縮によって魚介類中の濃度が高まり、重大な環境問題となった。これまでに、魚介類に対しての急性毒性、生殖毒性、変異原性、発生障害などの生態影響などが報告されている。

リスクコミュニケーション

リスクに関する情報を関係者が共有し、相互に意思疎通を図るプロセス。

リスクコミュニケーションでは、対象になっているリスクについて関係者が一緒に考え、リスクに関する正しい情報を信頼関係の中で共有し、情報・意見を相互に交換して了解事項を積み重ねることで、リスクを低減していくための共通の姿勢をもつことができる。

2 東京都食品安全条例

〔平成 16 年 3 月 31 日〕
東京都条例第 67 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 6 条）
- 第 2 章 食品の安全の確保に関する基本的な施策（第 7 条 第 20 条）
- 第 3 章 健康への悪影響の未然の防止（第 21 条 第 25 条）
- 第 4 章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会（第 26 条・第 27 条）
- 第 5 章 雑則（第 28 条・第 29 条）
- 第 6 章 罰則（第 30 条・第 31 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

2 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物（以下単に「農林水産物」という。）をいう。

3 この条例において「生産」とは、農林水産物を生産し、又は採取することをいう。

4 この条例（前項を除く。）において「採取」とは、農林水産物以外の食品等を採取することをいう。

5 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。

6 この条例において「事業者」とは、食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者及び生産資材を製造し、輸入し、又は販売することを営む者をいう。

7 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者及び第 1 号に掲げる事業者により構成される団体であって、都の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。

- 一 農林水産物を生産することを営む者
- 二 食品等を製造し、輸入し、又は加工することを営む者
- 三 食品等を販売することを営む者であって、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの

（基本理念）

第3条 食品の安全の確保は、事業者が、自ら取り扱う食品等の安全の確保又は自ら取り扱う生産資材が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。

- 2 食品の安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、最新の科学的知見に基づき、適切に行われなければならない。
- 3 食品の安全の確保は、都、都民及び事業者が食品の安全の確保に関する情報及び意見の交流を通じて、それぞれの取組について相互に理解し、協力することにより行われなければならない。

（都の責務）

第4条 都は、前条に定める食品の安全の確保についての基本理念にのっとり、第2章に定めるところにより食品の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を推進する責務を有する。

- 2 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努めなければならない。
- 3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。
- 4 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材に関連し、食品の安全の確保に関する情報の正確かつ適切な提供及び公開並びに積極的な説明に努めなければならない。
- 5 事業者は、第3項に規定する措置及び前項に規定する情報の提供等に資するため、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸入、販売等に係る必要な情報の記録及びその保管に努めなければならない。
- 6 事業者は、食品等への表示を行うに当たっては、正確かつ分かりやすい表示に努めなければならない。
- 7 事業者は、前各項に定めるもののほか、都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力する責務を有する。

（都民の役割）

第6条 都民は、食品の安全の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 都民は、食品の安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合理的に行動できるよう努めるものとする。

3 都民は、食品の安全の確保に関する都の施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 食品の安全の確保に関する基本的な施策

(食品安全推進計画)

第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品の安全の確保に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条第1項に規定する東京都食品安全審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 知事は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(調査研究の推進)

第8条 都は、食品の安全の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究を行うとともに、食品等の生産、製造、試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の収集、整理、分析及び評価の推進)

第9条 都は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、食品等の安全性に関する情報について収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。

2 都は、前項の分析及び評価の結果を、食品の安全を確保するための施策に的確に反映させるものとする。

(食品等の生産から販売に至る監視、指導等)

第10条 都は、農林水産物の生産の行程での生産資材の適正な使用を図るため、農林水産物の生産に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設又は場所に対する監視、生産資材の安全を確保するための検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、食品等の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売の各行程において、食品の安全の確保を効果的に推進するため、流通の実態を踏まえ、食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設に対する監視、食品等の試験又は検査その他の法令又は他の条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(指導、監視等の体制の整備)

第11条 都は、食品の流通形態の大規模化及び広域化に対応して食品の安全の確保を図るた

め、特別区と連携して、前条第 2 項に規定する指導、監視等を都の区域内全域で広域的かつ機動的に実施するための体制を整備するものとする。

(食品表示の適正化の推進)

第 12 条 都は、食品等の表示について法令の適正な運用を図るとともに、都民に食品等に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による自主的な衛生管理の推進)

第 13 条 都は、事業者による自主的な衛生管理の推進が食品の安全の確保において基本的な事項であるとの認識に基づき、事業者がその継続的かつ確実な実施に向けて行う自発的な取組を促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(生産から販売に至る各行程における情報の記録等)

第 14 条 都は、都民への食品の安全の確保に関する情報の的確な提供及び食品による健康への悪影響が発生した場合の原因究明に資するため、食品等の生産から販売に至る各工程における適切な情報の記録及びその保管並びに伝達について事業者による積極的な取組が促進されるよう、技術的な情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への技術的支援)

第 15 条 都は、前 2 条に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する事業者の取組が適切に行われるよう、関係法令に関する情報その他の食品の安全を確保するための情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。

(情報の共有化、意見の交流等の推進)

第 16 条 都は、都民及び事業者の食品の安全の確保に関する理解並びに都、都民及び事業者の食品の安全の確保に向けた取組の連携及び協力に資するため、食品の安全の確保に関する情報の共有化並びに情報及び意見の相互交流の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第 17 条 都は、都民及び事業者が、食品及び食生活の安全の確保に関する正確な知識に基づき、食品の安全の確保に関する取組を的確かつ合理的に行えるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による情報公開の促進)

第 18 条 都は、事業者が保有している食品の安全の確保に関する情報に関して、事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(都民及び事業者の意見の反映)

第 19 条 都は、第 7 条第 3 項に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する施策に都民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(特別区、市町村、国等との連携等)

第 20 条 都は、食品の安全の確保に関する施策の推進に当たって、特別区及び市町村との連携を図るとともに、必要に応じて、国又は他の地方公共団体と協力を図るものとする。

2 都は、食品の安全の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めるものとする。

第 3 章 健康への悪影響の未然の防止

(知事の安全性調査)

第 21 条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項に規定する調査の実施に必要な限度において、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、その職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所に立ち入って、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、食品の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、第 1 項に規定する調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

5 知事は、第 1 項に規定する調査の実施に当たっては、あらかじめ第 27 条第 1 項に規定する東京都食品安全情報評価委員会（以下この条及び次条において「情報評価委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書きの場合においては、知事は、第 1 項に規定する調査を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

7 前 2 項に定めるもののほか、知事は、第 1 項に規定する調査に関し必要があると認めるときは、情報評価委員会の意見を聴くことができる。

8 都は、第 2 項の規定により事業者から物件を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。

9 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第 22 条 知事は、前条第 1 項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、第 1 項の規定による勧告を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

4 知事は、第1項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ当該勧告に係る事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(自主回収報告制度)

第23条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第19条第2項の規定に違反するもの（規則で定めるものを除く。）を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの。

2 特定事業者（第2条第7項第3号に掲げる者を除く。）のうち、自ら生産し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品を生産し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接都民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定は、適用しない。

一 都の区域内に流通していないことが明らかな場合

二 都民に販売されていないことが明らかな場合

(回収の報告に係る指導、報告、公表等)

第24条 知事は、前条第1項の規定による報告に係る回収の措置が、健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき認めるときは、報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

2 前条第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

3 知事は、前条第1項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。

4 知事は、前条第1項の規定による報告に係る回収が行われた食品等が都の区域内に存在する場合にあっては、当該食品等に係る措置について指導を行うことができる。

(緊急時の対応)

第25条 都は、食品による重大な健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会

(東京都食品安全審議会)

第26条 都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議するため、知事の附属機関として、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 食品安全推進計画に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 25 名以内の委員で組織する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項又は専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
- 8 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、都民、事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことができる。
- 9 第 4 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(東京都食品安全情報評価委員会)

- 第 27 条 食品等の安全性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、東京都食品安全情報評価委員会(以下「情報評価委員会」という。)を置く。
- 2 情報評価委員会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。
 - 一 食品等の安全性に関する情報の分析及び評価に関すること。
 - 二 第 21 条第 1 項に規定する調査及び第 22 条第 1 項の規定による勧告に係る食品等の安全性に関すること。
 - 三 前 2 号に掲げる事項について調査を行った結果に係る都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化及び意見の交流の方法に関すること。
 - 3 情報評価委員会は、都民及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 20 名以内の委員で組織する。
 - 4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 専門の事項を調査するため必要があるときは、情報評価委員会に専門委員を置くことができる。
 - 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。
 - 7 情報評価委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。
 - 8 第 3 項から前項までに定めるもののほか、情報評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(環境への配慮)

- 第 28 条 都、都民及び事業者は、食品の安全の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

(委任)

第 29 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

(罰則)

第 30 条 第 21 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条、第 22 条、第 30 条及び第 31 条の規定は、同年 5 月 1 日から、第 23 条及び第 24 条の規定は公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(東京都食品衛生調査会条例の廃止)

2 東京都食品衛生調査会条例(昭和 28 年東京都条例第 44 号)は、廃止する。

3 東京都食品安全審議会規則

平成 16 年 3 月 31 日
東京都規則第 7 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都食品安全条例（平成 16 年東京都条例第 67 号。以下「条例」という。）第 26 条第 9 項の規定に基づき東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第 2 条 条例第 26 条第 6 項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会は、会長が招集する。

5 部会長は、部会の事務を総理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉保健局において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

4 諮 問 書

20福保健食第2998号
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成21年1月29日

東京都知事 石原 慎太郎

記

1 諮問事項

東京都食品安全推進計画改定の考え方について

2 諮問の理由

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、平成17年3月に東京都食品安全推進計画を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。本計画は、国内外の社会経済を始めとする諸状況によって変化する食品安全に関する問題に対応するため、その計画期間を5年間としている。

そこで、平成22年度以降の食品安全行政をより効果的に推進するための指針となる東京都食品安全推進計画改定の考え方について諮問するものである。

5 東京都食品安全審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

(: 会長、 : 副会長)

| 氏名 | 所属・役職名 |
|--------------------|-----------------------|
| いまい しげよし 今井 成价 | 社団法人日本百貨店協会 常務理事 |
| おおや よししげ 大屋 喜重 | 元 東京都衛生局 薬務部長 |
| おくだ あきこ 奥田 明子 | 東京都地域消費者団体連絡会 副代表 |
| かのう あつこ 加名生 あつ子 | 公募委員 |
| きくち かずひで 菊池 一栄 | 社団法人東京都食品衛生協会 専務理事 |
| くろかわ ゆうじ 黒川 雄二 | 財団法人佐々木研究所 理事長 |
| こうけつ ひさし 交告 尚史 | 東京大学大学院公共政策学連携研究部 教授 |
| こじま まさみ 小島 正美 | 毎日新聞社生活家庭部 編集委員 |
| さめじま ふとし 鮫島 太 | 社団法人日本輸入食品安全推進協会 常務理事 |
| せきかわ かずたか 関川 和孝 | 社団法人日本フードサービス協会 常務理事 |
| せきもと よしなり 関本 吉成 | 東京都水産物卸売業者協会 副会長 |
| なかやち かずや 中谷内 一也 | 同志社大学心理学部 教授 |
| にしじま もとひろ 西島 基弘 | 実践女子大学生生活科学部 教授 |
| はが いさお 芳賀 勲 | 公募委員 |
| はなざわ たつお 花澤 達夫 | 財団法人食品産業センター 専務理事 |
| はやし かずたか 林 和孝 | 東京都生活協同組合連合会 政策・企画担当 |
| ひだ えりこ 飛田 恵理子 | 東京都地域婦人団体連盟生活環境部 副部長 |
| ますやま しげみ 増山 茂美 | 東京都農業協同組合中央会 常務理事 |
| まるやま つとむ 丸山 務 | 社団法人日本食品衛生協会 技術顧問 |
| やなぎ ひろふみ 柳 啓史 | 日本チェーンストア協会関東支部事務局 |
| やの ようこ 矢野 洋子 | 東京消費者団体連絡センター 事務局長 |
| わだ まさえ 和田 正江 | 主婦連合会 副会長 |

6 東京都食品安全審議会検討部会員名簿

| 氏 名 | 所 属・役 職 名 |
|--------------------|------------------------|
| おくむら ゆきのり 奥村 幸範 | 日本チェーンストア協会関東支部 参与 |
| かのう あつ子 加名生 あつ子 | 公募委員 |
| こじま まさみ 小島 正美 | 毎日新聞社生活家庭部 編集委員 |
| せきざわ じゅん 関澤 純 | 独立行政法人食品総合研究所 特別研究員 |
| はなざわ たつお 花澤 達夫 | 財団法人食品産業センター 専務理事 |
| はやし かずたか 林 和孝 | 東京都生活協同組合連合会 政策・企画担当 |
| ひろせ としゆき 廣瀬 俊之 | 社団法人東京都食品衛生協会 食品安全推進室長 |
| まるやま つとむ 丸山 務 | 社団法人日本食品衛生協会 技術顧問 |
| やの ようこ 矢野 洋子 | 東京消費者団体連絡センター 事務局長 |

(50 音順、敬称略、 : 部会長)

(案)

7 東京都食品安全審議会審議経過

| 日程 | 会議名 | 審議内容 |
|---------------------|--------------------------|--|
| 平成 21 年 1 月 29 日 | 平成 20 年度 第 2 回食品安全審議会 | ・ 諮問 ・ 検討部会の設置について |
| 4 月 14 日 | 平成 21 年度 第 1 回検討部会 | ・ 部会長の選出 ・ 現計画 基本施策の評価について |
| 5 月 22 日 | 第 2 回検討部会 | ・ 現計画 基本施策の評価について ・ 次期計画 基本施策について |
| 6 月 24 日 | 第 3 回検討部会 | ・ 現計画 戦略的プランの評価について ・ 次期計画 戦略的プランについて |
| 7 月 13 日 | 第 4 回検討部会 | ・ 部会報告（中間のまとめ）について |
| 8 月 26 日 | 第 1 回食品安全審議会 | ・ 検討部会報告（中間のまとめ）について |
| 10 月 6 日 | 第 5 回検討部会 | ・ 審議会答申（案）について |
| 11 月 日 | 第 2 回食品安全審議会 | ・ 答申 |